

○香南市人生支援計画策定委員会設置条例

平成27年3月18日

条例第8号

(設置)

第1条 香南市人生支援計画（次条第1号において「計画」という。）に関して必要な事項を審議するため、香南市人生支援計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の策定及び変更
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民の代表者
- (2) 社会福祉団体の代表者
- (3) 香南市民生委員児童委員協議会の代表者
- (4) 人権擁護委員の代表者
- (5) 学識経験者
- (6) 市職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させ、その説明及び意見を求めることができる。

(幹事会)

第7条 委員会は、第2条に規定する委員会の所掌事務を補佐するため、幹事会を置く。

2 幹事会は、関係課等の職員をもって組織する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、地域支援課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年香南市条例第39号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(招集の特例)

3 この条例の施行の日以後最初に招集される委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。